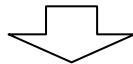


# 教育・保育提供区域について

## 1 教育・保育提供区域とは

市町村は地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めます。



「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域（以下、「区域」）を設定」

## 2 区域と事業計画について

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載する必要があります。

- 各年度の児童の認定区分※ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対しての「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
- 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

### ※ 認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要がある。認定区分は以下の3区分。

- 【1号】 3～5歳で、教育のみを必要とする子ども（保護者が働いていない等、“保育に欠けない子ども”）
- 【2号】 3～5歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども）
- 【3号】 0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども）

### 3 区域設定の際のポイント



国は基本指針にて、市町村が区域を設定する際のポイントを提示しています。

#### 【区域設定の際のポイント(抜粋)】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる

### 4 区域設定におけるメリット・デメリットについて

区域を設定するにあたっての、広い範囲・狭い範囲それぞれのメリット・デメリットは次のとおりです。

区域の設定範囲	メリット	デメリット
 <p>広い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市</li> <li>中学校区等を束ねた区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。利用者の選択範囲が広がる。</li> <li>・ 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる</li> <li>・ 事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合がある</li> </ul>
<p>狭い場合</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校区</li> <li>小学校区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要調整の発生する機会が多く、認可されない施設・事業がある場合、利用者の選択範囲が狭くなる</li> <li>・ 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない</li> <li>・ 事業計画における需要量見込みの推計が困難である</li> </ul>